

回 覧

令和6年2月吉日

新田自治会員の皆様

認可地縁団体
新田自治会
会長 飯島 康典

令和6年度 自治会費等の納入について（お願い）

立春の候 皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は自治会活動にご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和6年度の自治会費等の納入につきまして、下記の通りご案内いたしますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 自治会費 年額7,200円 (月額 600円 *内100円は部費)
(年額一括納入(2月)または分割納入)
 2. 消 防 費 年額1,200円 (原則5月納入、但し2月に自治会費との一括納入も可)
 3. 分 館 費 年額 800円 (原則3月納入、但し2月に自治会費との一括納入も可)
 4. 納入対象 自治会加入の全世帯
- *尚、上記会費は、年初(2月)にて全額(9,200円)一括での前納も可能につき、一括納入にご協力いただければ幸いに存じます。

自治会費等の納入につき、昨年度までは満80歳以上の方のみの世帯においては、自治会費等の納入を全額免除しておりましたが、本年度より当免除制度を廃止し、自治会加入の全世帯に対し会費納入をお願いしたいと存じます。

高齢化が年々進み、当免除制度導入当時(平成12年)の上田市の高齢化率20.7%に対し、令和6年2月では、約10ポイント増の31.1%(新田自治会においては約35%)となっております。新田自治会においても今後、更なる高齢化が進むなか、自治会としても高齢者を地域で支えるべく取組みや福祉の充実に向けた事業の展開を重要課題として検討していきたいと考えております。また、同時に少子高齢化による人口減少に伴う自治会費収入の減少も懸念され、今後の自治会の円滑な運営や継続的な活動を促進するための収入源の確保も自治会にとって重要課題であり急務となっております。

これら状況を踏まえ、本年1月の役員会において、自治会費納入の在り方について協議した結果、全ての加入世帯に自治会費等の納入をお願いせざるを得ない状況と判断し、当免除制度廃止の決定に至りました。従来、当免除制度の対象となられていた皆様には、誠に心苦しい限りではありますが、当状況をご理解のうえ、会費納入にご協力いただきたくお願い申し上げます。

今後も地域住民の皆様にとって、より住みよいまちづくりを目指して自治会運営に努めて参りますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新田自治会
事務局担当理事 小松崎 健二
携帯電話 090-2726-1455